

令和7年度(2025年度) 川崎市健康安全研究所 理化学検査情報 Vol.1

目次

○食品担当

- 1 食品添加物検査結果(令和7年1月～令和7年3月) 1
- 2 遺伝子組換え食品検査結果(令和6年度分) 4

○水質・環境担当

- 3 水質検査結果(令和7年1月～令和7年3月) 6
- 4 家庭用品検査結果(令和7年1月～令和7年3月) 10
- 5 医薬品成分検査結果(令和6年度分) 13

○残留農薬・放射能担当

- 6 残留農薬検査結果(令和7年1月～令和7年3月) 15
- 7 動物用医薬品検査結果(令和7年1月～令和7年3月) 17
- 8 放射性物質検査結果(令和7年1月～令和7年3月) 18

(発行：令和7年7月23日)

1 食品添加物検査結果（令和7年1月～令和7年3月）（食品担当）

(1) 概要

川崎市内の店舗で販売されている食品について、次のような観点で検査しています。

- ア 使用が認められていない食品添加物（指定外添加物）が使用されていないか
- イ 食品添加物が使用基準に基づいて正しく使用されているか
- ウ 食品表示どおりに食品添加物が正しく使用されているか

<参考リンク>

川崎市健康安全研究所ホームページ「食品添加物検査」

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000051091.html>

(2) 根拠法令等

食品衛生法、食品表示法、川崎市食品衛生監視指導計画

<参考リンク>

川崎市ホームページ「監視指導計画及び実施結果について」

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000075711.html>

(3) 検査依頼元

川崎市保健所

(4) 検査結果

今回は、食品 18 検体、延べ 67 項目の検査を実施しました。

3 検体 4 項目で食品表示と異なる結果となりました(表 1 内 ※5)。

その他 15 検体は、検査した項目については食品添加物の表示・使用基準ともに適切でした。

表 1 食品添加物検査結果（令和7年1月～令和7年3月）

食品の種類	検体品目	検査項目 ※1	食品表示 ※2	検査結果	使用量等の最大限度 ※3	添加物分類
肉卵類及びその加工品	生ハム	亜硝酸ナトリウム及び硝酸塩	無	不検出		発色剤
	ローストビーフ	亜硝酸ナトリウム及び硝酸塩	無	不検出		発色剤
穀類及びその加工品	スパゲッティ	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料
		亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤
	スパゲッティ	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料
		亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤
	生中華麺	プロピレングリコール	有	0.74%	2.0%	製造用剤・品質保持剤
野菜果実類及びその加工品	ザワークラウト	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料
		亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤
		許可酸性タール色素 ※4	無	不検出		着色料
		サッカリン及びその塩類	無	不検出		甘味料
		サイクラミン酸	-	不検出		甘味料(指定外)
	ピクルス	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料
		亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤
		許可酸性タール色素 ※4	無	不検出		着色料
		サッカリン及びその塩類	無	不検出		甘味料
		サイクラミン酸	-	不検出		甘味料(指定外)
		キノリンイエロー	-	不検出		着色料(指定外)
	冷凍コーン	バテントブルー	-	不検出		着色料(指定外)
		ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料
		亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤

表1 食品添加物検査結果（令和7年1月～令和7年3月）

食品の種類	検体品目	検査項目 ※1	食品表示 ※2	検査結果	使用量等の最大限度 ※3	添加物分類	
野菜果実類及びその加工品	冷凍きざみおくら	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料	
		亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤	
		許可酸性タール色素 ※4	無	不検出		着色料	
	白桃シラップづけ	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料	
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料	
		亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤	
		サイクラミン酸	-	不検出		甘味料(指定外)	
	白桃シラップづけ	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料	
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料	
		亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤	
		サイクラミン酸	-	不検出		甘味料(指定外)	
	パインアップル・シラップづけ	ソルビン酸及びその塩類	無	不検出		保存料	
		安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料	
		亜硫酸塩類	無	不検出		漂白剤・酸化防止剤	
		サイクラミン酸	-	不検出		甘味料(指定外)	
	オレンジ	オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム	無	不検出		防かび剤	
		ジフェニル	無	不検出		防かび剤	
		チアベンダゾール	有	不検出 ※5	0.010g/kg	防かび剤	
		イマザリル	有	0.0017g/kg	0.0050g/kg	防かび剤	
	レモン	オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム	無	不検出		防かび剤	
		ジフェニル	無	不検出		防かび剤	
		チアベンダゾール	有	不検出 ※5	0.010g/kg	防かび剤	
		イマザリル	有	0.0008g/kg	0.0050g/kg	防かび剤	
	グレープフルーツ	オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム	有	不検出 ※5	0.010g/kg	防かび剤	
ジフェニル		無	不検出		防かび剤		
チアベンダゾール		有	不検出 ※5	0.010g/kg	防かび剤		
イマザリル		有	0.0009g/kg	0.0050g/kg	防かび剤		
バナナ	オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム	無	不検出		防かび剤		
	ジフェニル	無	不検出		防かび剤		
	チアベンダゾール	無	不検出		防かび剤		
	イマザリル	無	不検出		防かび剤		
調味料類	しょうゆ	安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料	
		パラオキシ安息香酸エチル	無	不検出		保存料	
		パラオキシ安息香酸イソプロピル	無	不検出		保存料	
		パラオキシ安息香酸プロピル	無	不検出		保存料	
		パラオキシ安息香酸イソブチル	無	不検出		保存料	
		パラオキシ安息香酸ブチル	無	不検出		保存料	
	めんつゆ	安息香酸及び安息香酸ナトリウム	無	不検出		保存料	
		パラオキシ安息香酸エチル	無	不検出		保存料	
		パラオキシ安息香酸イソプロピル	無	不検出		保存料	
		パラオキシ安息香酸プロピル	無	不検出		保存料	
		パラオキシ安息香酸イソブチル	無	不検出		保存料	
		パラオキシ安息香酸ブチル	無	不検出		保存料	

※1 検査項目

検査項目となる食品添加物は、川崎市食品衛生監視指導計画に基づいて検査依頼元が選定しています。

<参考リンク>

消費者庁ホームページ「食品表示法等（法令及び一元化情報）」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

⇒食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）別添 添加物関係

※2 食品表示

「有」は、検査項目の食品添加物の使用が記載されていること（店頭表示等含む）、「無」は、食品表示（店頭等含む）に検査項目の食品添加物表示がないことを示しています。検査項目の食品添加物が日本で使用を認められていない場合は、「無」ではなく「-」と示しています。

※3 使用量等の最大限度

食品添加物には、食品衛生法に基づいて使用基準（使用量等の最大限度、対象食品など）が定められているものがあり、その範囲内において使用が認められています。※2の食品表示「有」の検体については、その検体品目での使用量等の最大限度を示しています。

<参考リンク>

消費者庁ホームページ「食品添加物の安全確保」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives/assets/000798511.pdf

（公財）日本食品化学研究振興財団ホームページ「添加物使用基準リスト」

<http://www.ffcr.or.jp/tenka/list/post-17.html>

※4 許可酸性タール色素

食品添加物として日本で使用が認められている酸性タール色素は12種類（食用赤色2号、食用赤色3号、食用赤色40号、食用赤色102号、食用赤色104号、食用赤色105号、食用赤色106号、食用黄色4号、食用黄色5号、食用緑色3号、食用青色1号、食用青色2号）あり、検出された色素名を検査結果としています。

※5 防かび剤の使用表示がある食品について検査を実施したところ、表示どおりに検出されない検体がありました。この原因としては、防かび剤が使用されたものの、経時変化により減少し、検出可能な濃度を下回った可能性があります。表示違反疑いとして、保健所から輸入者所在自治体へ情報提供されました。

2 遺伝子組換え食品検査結果（令和6年度分）（食品担当）

(1) 遺伝子組換え食品とは

有用な性質を持つ遺伝子を生物の細胞から取り出し、改良しようとする作物などの細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質をもたせることを「遺伝子組換え」といい、その技術を応用して作られた食品を「遺伝子組換え食品」といいます。異種の作物のかけ合わせなどによる従来品種改良でも、遺伝子の組換えは起きていますが、「遺伝子組換え食品」は、より効率よく遺伝子の組換えをするために、組換え技術を応用して作られています。

令和7年5月9日現在、9品目、337品種の作物（じゃがいも、大豆、てんさい、とうもろこし、なたね、わた、アルファルファ、パパイヤ、カラシナ）と83品目の添加物が、安全性審査の手続きを経ており、その輸入と国内流通が認められています。

<参考 URL>

消費者庁ホームページ「遺伝子組換え食品」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/bio/genetically_modified_food/

消費者庁ホームページ「遺伝子組換え食品表示制度に関する情報」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/

農林水産省ホームページ「生物多様性と遺伝子組換え（基礎情報）」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/kiso_joho/outline.html

(2) 検査の概要

川崎市内の店舗で販売されている食品について、日本で安全性が未審査の遺伝子組換え食品が含まれていないかという観点で検査しています。

<参考 URL>

川崎市健康安全研究所ホームページ「遺伝子組換え食品検査」

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000053200.html>

(3) 根拠法令等

食品衛生法、食品表示法、川崎市食品衛生監視指導計画

<参考 URL>

川崎市ホームページ「令和6年度川崎市食品衛生監視指導計画」

<https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000075/75711/R6plan.pdf>

(4) 検査依頼元

川崎市保健所

(5) 検査結果

安全性が未審査の遺伝子組換え食品について検査が可能な作物のうち、「ばれいしょ（F10、J3）」、「コメ（63Bt、NNBt、CpTI）」及び「さけ（AquAdvantage）」が検査対象となりました。21検体について検査を実施したところ、すべて検出されませんでした（表2-1～表2-3）。

表2-1 遺伝子組換えばれいしょ（F10、J3）検査結果

食品の種類	検査検体数	結果(検体数)	
		陽性	陰性
ばれいしょ加工品	4	0	4
ばれいしょ含有惣菜	1	0	1
ばれいしょ含有スナック菓子	3	0	3
合計	8	0	8

表2-2 遺伝子組換えコメ（63Bt、NNBt、CpTI）検査結果

食品の種類	検査検体数	結果(検体数)	
		陽性	陰性
米粉	3	0	3
米粉麺(ビーフン、フォー)	3	0	3
米菓	3	0	3
合計	9	0	9

表2-3 遺伝子組換えさけ（AquAdvantage）検査結果

食品の種類	検査検体数	結果(検体数)	
		陽性	陰性
サケフレーク	1	0	1
鮭中骨水煮	2	0	2
サーモン含有惣菜	1	0	1
合計	4	0	4

<参考 URL>

厚生労働省ホームページ「組換え DNA 技術応用食品の検査方法」

[以下のサイトの「(別添) 安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法」を参照ください]

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/identshi/kensa/kensa.html

3 水質検査結果（令和7年1月～令和7年3月）（水質・環境担当）

(1) 概要

川崎市では、市民の日常生活に密着した環境衛生及び水道衛生関係施設に対し、法令や年間の監視指導計画に基づき立入検査を行っており、健康安全研究所の水質・環境担当では、関係法令の規定に基づき、いわゆる容器に貯められた様々な水を検査しています。

ア 受水槽水

マンションやビルなどにおける飲料水は、上下水道局から配水される水道水をいったん受水槽に貯めたあと、ポンプで屋上などにある高置水槽にくみ上げてから各室に給水されている（高置水槽がない場合もあります）場合があり、建物の所有者（管理者）が自主的に管理することとされていますが、適正な維持管理状況を確認するため、必要に応じて水質検査を行っています。

イ 災害用井戸水

災害時に備え、地域住民への安全で衛生的な生活用水の供給源として、要綱に基づき災害用井戸が選定されており、定期的に水質検査を行っています。

ウ 浴槽水

公衆浴場法や旅館業法の営業許可施設に設置された浴槽の湯水、薬湯、温泉水、原湯・原水等の衛生管理状況を確認しています。

エ プール水

スポーツクラブなどに設置される遊泳用プールの水質等の衛生管理状況を確認しています。

(2) 検査の実施及び水質の基準に関する根拠法令等

ア 受水槽水

水道法、水質基準に関する省令、川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例・同施行規則

イ 災害用井戸水

災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱

ウ 浴槽水

公衆浴場法、川崎市公衆浴場法施行条例、旅館業法、川崎市旅館業法施行条例

エ プール水

神奈川県水浴場等に関する条例、プール付帯施設における衛生管理ガイドライン

(3) 検査依頼元

川崎市保健所

<参考リンク>

川崎市健康安全研究所ホームページ「水質検査」

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000051400.html>

災害用選定井戸について

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000021481.html>

(4) 検査結果

令和7年1月～令和7年3月の検体数は29件で検査項目数は335項目でした。検査結果については表3-1～表3-3のとおりです(29件のうち5件について、表3-2と表3-3の検査項目について追加で実施しました)。基準値超過した件数は災害用井戸水で3件、浴槽水で2件(温泉)です。

受水槽水の検査対象は、専用水道と小規模水道です。

災害用井戸水の検査対象は、いずれも生活用水供給施設として選定されている井戸であり、災害時には飲用以外で提供されます。なお、災害用井戸水に対して基準値は設定されていないため、水道法に基づく水道水質基準をあてはめて評価しています。浴槽水では、温泉や薬湯など温泉成分や薬用成分に由来する場合は、有機物、過マンガン酸カリウム消費量及び濁度が汚濁の指標にならないことがあります。

飲用に供しない災害用井戸水や温泉等については、保健所の監視員が総合的に判断して必要に応じた指導をします。

表3-1 水質検査結果(令和7年1月～令和7年3月)

種類	検体数	検査項目										
		亜硝酸態窒素	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	塩化物イオン	臭気	pH値	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	色度	濁度	有機物(全有機炭素の量)	鉄及びその化合物	過マンガン酸カリウム消費量
基準	※1	0.04mg/L以下	10mg/L以下	200mg/L以下	異常でないこと	5.8以上8.6以下	300mg/L以下	5度以下	2度以下または5度以下	3mg/L以下または8mg/L以下	0.3mg/L以下	25mg/L以下または12mg/L以下
※2									※2	※3		※4
受水槽水	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-
基準超過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
災害用井戸水	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	-
基準超過	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	-
浴槽水	5	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	1
基準超過	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	0
計	29	24	24	24	24	24	24	24	29	29	24	1

※1 色度・濁度の一部及び過マンガン酸カリウム消費量以外は水道法、水質基準に関する省令に基づく水道水質基準を記載しています。

※2 濁度は受水槽水、災害用井戸水に対して2度以下、浴槽水に対しては5度以下が基準となります。

※3 有機物(全有機炭素の量)は受水槽水、災害用井戸水に対して3mg/L以下、浴槽水に対しては8mg/L以下が基準となります。

※4 過マンガン酸カリウム消費量は浴槽水に対して25mg/L以下以下が基準となります。

表中、上段は検査数、下段は基準超過数、「-」は検査対象外の項目を示します。

表 3-2 水質検査結果 消毒副生成物（令和 7 年 1 月～令和 7 年 3 月）

種類	検体数	検査項目(消毒副生成物)											
		クロロホルム	ジブロモクロロメタン	臭素酸	総トリハロメタン	プロモジクロロメタン	プロモホルム	ホルムアルデヒド	シアン化物イオン及び塩化シアン	塩素酸	クロロ酢酸	ジクロロ酢酸	トリクロロ酢酸
受水槽水	5	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3
基準超過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 3-3 水質検査結果 金属類（令和 7 年 1 月～令和 7 年 3 月）

種類	検体数	検査項目(金属類)										
		カドミウム及びその化合物	水銀及びその化合物	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	ヒ素及びその化合物	六価クロム化合物	ホウ素及びその化合物	亜鉛及びその化合物	アルミニウム及びその化合物	銅及びその化合物	マンガン及びその化合物
受水槽水	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
基準超過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 解説

【検査項目について】

ア 亜硝酸態窒素

窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水等に由来します。体内で赤血球のヘモグロビンと反応してメトヘモグロビンを生成し、全身への酸素の運搬を阻害するメトヘモグロビン血症を引き起こす原因となります。

イ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

環境中で亜硝酸態窒素は硝酸態窒素に変化します。硝酸態窒素を多量に含む水を摂取した場合、体内細菌により硝酸態窒素は亜硝酸態窒素へと代謝されるため、硝酸態窒素と亜硝酸態窒素の合計量で評価されます。

ウ 塩化物イオン

自然水は常に地質に由来する多少の塩化物イオンを含んでいますが、下水、工業排水、生活排水、し尿などの混入により増加することがあり、水質汚濁の指標の一つとなっています。

エ 臭気

水の臭気は水に溶解している種々の物質が原因となります。水道において問題となる臭気物質は、藻類や放線菌等の生物に起因するかび臭物質、フェノールなどの有機化合物が主なものです。

オ pH値

水の基本的な指標の一つであり、理化学的水質、生物学的水質、浄水処理効果、管路の腐食などに関係する重要な因子です。

カ カルシウム、マグネシウム等（硬度）

水中のミネラル分であるカルシウムイオンとマグネシウムイオンの量を表したものです。

硬度が高すぎるとせっけんの洗浄効果が低下する、物が煮えにくくなるなど好ましくない影響が出ます。また胃腸を害して下痢を起こすことがあります。

キ 色度

水中に含まれる溶存性物質およびコロイド性物質が呈する黄褐色の程度のことです。原水においては、主に地質に由来するフミン質、フミン酸鉄による呈色と同じ色調の色について測定されます。水道水においては配管等からの鉄の流出などによって色度が高くなる場合があります。

ク 濁度

濁度は、給水栓中の濁りは給・配水施設や管の異常を示すものとして重要です。基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。

ケ 有機物（全有機炭素の量）

水に含まれる有機物の量を表し、有機物汚濁の指標です。自然界では動植物の腐敗や土壌に由来します。また、し尿、工場排水、生活排水によっても増加します。温泉や薬湯以外の浴槽水及びプール水の有機物は人体由来と考えられます。

コ 鉄及びその化合物

自然水中に含まれる鉄は、地質に起因するもののほか鉱山排水、工場排水などからの場合があります。濃度が高くなると水に色がつきはじめ洗濯物を着色する原因になります。また臭気や苦味を与えます。

サ 過マンガン酸カリウム消費量

水中の有機物や還元性物質（被酸化性物質）の量を、一定の条件下で酸化させるのに必要な過マンガン酸カリウムの量として表したものです。有機物が多い水では消毒に用いる塩素の消費量が多くなります。

シ 消毒副生成物

水道水を安全に飲むためには塩素などの消毒剤を使って水を消毒することが必要です。消毒をするときに、もともと水の中にあった有機物などとの反応や、消毒剤の分解などにより、意図せず生成してしまう物質を消毒副生成物と総称しており塩素酸やクロロ酢酸などがあります。これらの物質を多量に摂取すると、頭痛、めまい、皮膚や粘膜の刺激などの症状が現れることがあります。

ス 金属類

水中に存在する金属には亜鉛、マンガン、銅及びセレンなど、ヒトの体に必要な物質があります。しかし、多量に摂取すると嘔吐、下痢、腹痛などの急性症状や異常疲労、貧血、皮膚障害などの慢性症状が現れることがあるため、これらの物質の多くは毒性を考慮して基準値が定められています。また、鉄やマンガンなど水道水が変色（黒色等）しない量として基準値が設定されているものもあります。

4 家庭用品検査結果（令和7年1月～令和7年3月）（水質・環境担当）

(1) 概要

家庭用品とは、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」において「主として一般消費者の生活に供される製品」と定義され、繊維製品、エアゾル製品、接着剤、塗料、洗浄剤、防虫木材等があります。これら以外の食品、食器、おもちゃ、医薬品、化粧品等は、「食品衛生法」や「医薬品医療機器等法」等の他の法律によって安全対策が取られています。

私たちが日常生活で使用している家庭用品には、品質や機能の向上を目的にさまざまな化学物質が含まれていますが、含有する化学物質やその濃度によっては皮膚障害や発がん等の健康被害を起こすことがあります。そこで、消費者の健康を守ることを目的に、家庭用品に含まれる化学物質について法律で規制されています。

川崎市では、保健所に所属する家庭用品衛生監視員が、年間を通じて市内で販売されている家庭用品を試買し、健康安全研究所水質・環境担当で検査を行っています。基準超過が判明した場合は家庭用品衛生監視員が事業者に対して指導を行っています。

(2) 根拠法令等

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」

(3) 検査依頼元

川崎市保健所

<参考リンク>

川崎市健康安全研究所ホームページ「環境検査」

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000052911.html>

厚生労働省ホームページ「家庭用品の安全対策」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/katei.html>

(4) 検査結果

令和7年1月～令和7年3月の検査結果は次の表4のとおりです。

市内で販売されている24月以内の乳幼児用の繊維製品12検体についてホルムアルデヒドの検査を実施し、基準超過はありませんでした。

繊維製品2検体について、アゾ化合物の検査を実施し、基準超過はありませんでした。

家庭用エアゾル製品 2 検体について、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメタノールの検査を実施し、基準超過はありませんでした。

住宅用洗剤、家庭用洗剤それぞれ 1 検体について容器試験、住宅用洗剤について塩化水素又は硫酸の検査、家庭用洗剤について水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムの検査を実施し、いずれも容器の破損や基準超過はありませんでした。

表 4 家庭用品検査結果（令和 7 年 1 月～令和 7 年 3 月）

種類	検体数	検査項目							
		ホルムアルデヒド	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	塩化水素又は硫酸	水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム	容器試験	アゾ化合物
繊維製品	14	12	-	-	-	-	-	-	2
基準超過	0	0	-	-	-	-	-	-	0
家庭用エアゾル製品	2	-	2	2	2	-	-	-	-
基準超過	0	-	0	0	0	-	-	-	-
家庭用洗剤 住宅用洗剤	2	-	-	0	0	1	1	2	-
基準超過	0	-	-	0	0	0	0	0	-
計	18	12	2	2	2	1	1	2	2

表中「-」は検査対象外

(5) 解説

【検査項目について】

ア ホルムアルデヒド

ホルムアルデヒドは、家庭用品では衣類のプリント加工、防しわ加工に、たび並びにかつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤に防腐剤として使われることがあります。高濃度のホルムアルデヒドに接触すると、かゆみやかぶれ等の皮膚障害や皮膚アレルギーを起こす可能性があります。特に赤ちゃんの肌は敏感なため、24 月以内の乳幼児用の繊維製品は基準が厳しく設定されています。

ホルムアルデヒドは水によく溶けるので、購入した衣類は着用前に洗濯をすることでほぼ取り除くことができます。また、他の製品からホルムアルデヒドに汚染されること（移染）を避けるため、袋に入って販売されている衣類はむやみに開けないようにしましょう。

イ アゾ化合物

アゾ化合物は色素となるものが多く、安価に合成できるため、アゾ染料として繊維製品や革製品の染色に広く使用されています。しかし、汗や唾液によって製品からアゾ染料が溶出して体内に取り込まれると、皮膚表面や腸内の細菌、肝臓で還元分解され、芳香族アミンを生成します。

芳香族アミンは非常に多くの種類がありますが、発がん性又はそのおそれがある 24 物質を特定芳香族アミンとして指定し、平成 28 年度から法規制が始まりました。対象となる製品は、皮膚と長時間接触する繊維製品（下着、スカーフ、カーペット等）と革製品（革手袋、レザーパンツ、毛皮のマフラー等）です。

ウ テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレンは、防水スプレー、しみ抜き及び洗濯助剤等の溶剤に使用されることがあります。

これらの物質を呼吸や皮膚に接触することにより体内に取り込むと、皮膚・粘膜への刺激や肝・腎障害をおこすことがあります。

エ メタノール

メタノールは、室内消臭剤、レコードスプレー、帯電防止剤等の溶剤に使用されることがあります。メタノールを吸入すること等により体内に取り込むと視神経障害をおこすことがあります。

オ 容器試験

住宅用洗剤、家庭用洗剤の容器は所定の強度が求められており、容器試験として「漏水試験」「落下試験」「耐酸性又は耐アルカリ性試験」「圧縮変形試験」の 4 種の試験を実施し、それぞれの試験において内容物の漏れ、容器の破損、変形がないことを確認します。

カ 塩化水素又は硫酸

塩化水素や硫酸は酸性タイプの住宅用洗剤に含まれ、無機物による汚れに効果がありますが、皮膚や粘膜に接触すると炎症を起こし、ミストやガスを吸入すると肺障害を起こします。また、塩素系洗剤と混合すると、有毒な塩素ガスを発生し大変危険です。

塩化水素又は硫酸の含有量が 10%を超える製品は、毒物及び劇物取締法により「医薬用外劇物」の規制を受け、購入には所定の手続きが必要なことに加え、取り扱いにも注意が必要です。

キ 水酸化カリウム又は水酸化ナトリウム

水酸化カリウムや水酸化ナトリウムはアルカリ性タイプの家庭用洗剤に含まれ、油や有機物による汚れに効果がありますが、皮膚や粘膜に接触すると炎症を起こします。

水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムの含有量が 5%を超える製品は、毒物及び劇物取締法により「医薬用外劇物」の規制を受け、購入には所定の手続きが必要なことに加え、取り扱いにも注意が必要です。

5 医薬品成分検査結果（令和6年度分）（水質・環境担当）

(1) 概要

医薬品は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）により、病気の診断、治療、予防に使用されるもの、身体の構造または機能に影響を及ぼすことを目的としたものと定義されています。医薬品の製造や販売をするには成分、用法、用量、効能、効果、副作用、有効性及び安全性等を審査し、承認許可を受ける必要があります。

昨今の健康志向の高まりに伴い、店舗や通信販売等で健康食品やサプリメントが広く流通していますが、これらは医薬品ではないため、これらに医薬品成分が含まれていると、無承認無許可医薬品として違法な製品となります。このような製品の摂取による体調不良や死亡事例等の健康被害も報告されているため、無承認無許可医薬品については、製造はもとより販売も禁止されています。

当所においても医薬品医療機器等法に基づき、保健所から搬入された市内で販売されている痩身系や強壮系の健康食品及びローション、クリーム等について、製品中に医薬品成分が含まれていないか検査をし、無承認無許可医薬品の流通防止と市民の健康・安全の確保に努めています。

(2) 根拠法令等

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」

（昭和46年6月1日付け厚生省薬務局長通知）「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」

(3) 検査依頼元

川崎市保健所

<参考リンク>

厚生労働省ホームページ「無承認無許可医薬品情報」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/diet/musyounin.html>

厚生労働省ホームページ「医薬品等を海外から購入しようとする方へ」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kojinyunyu/index.html

(4) 検査結果

結果は次の表5のとおりです。痩身系健康食品7検体、強壮系健康食品9検体及びローション類4検体、計20検体について、計110項目の検査を実施し、医薬品成分はいずれも検出されませんでした。

表 5 医薬品成分検査結果（令和 6 年度分）

種類	検体数	検査項目													
		フェノールフタレイン	フェンフルラミン	シブトラミン	マジンドール	クロルプロパミド	トルブタミド	オリストタット	シルデナフィル	タダラフィル	バルデナフィル	クロロプレタダラフィル	グリベンクラミド	ヨヒンビン	リドカイン
健康食品(痩身系)	7	7	7	7	7	7	7	7	-	-	-	-	-	-	-
医薬品成分検出	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-
健康食品(強壮系)	9	-	-	-	-	-	-	-	9	12	9	9	9	9	-
医薬品成分検出	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	-
ローション類	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
医薬品成分検出	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
計	20	7	7	7	7	7	7	7	9	12	9	9	9	9	4

表中「-」は検査依頼のない項目

※ タダラフィルに関しては、カプセル皮膜を3件併せて検査しています。

6 残留農薬検査結果（令和7年1月～令和7年3月）（残留農薬・放射能担当）

令和7年1月～令和7年3月は、市内流通食品の大根（2件）、白菜（1件）、じゃがいも（1件）、にんじん（1件）、バナナ（1件）、牛肉（1件）、豚肉（1件）の計8検体の残留農薬検査を実施しました。

結果については、白菜1件、バナナ1件で農薬を検出しました。検出農薬名、検出値等については表6のとおりで、基準値を超えるものではありませんでした。

表6 残留農薬検査結果（令和7年1月～令和7年3月）

農産物、畜産物	産地	検査項目数	検出農薬名	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)
大根	神奈川県	50	-	-	-
大根	神奈川県	50	-	-	-
白菜	茨城県	50	ピラクロストロビン※ ¹	0.006	3
			ボスカリド※ ²	0.044	40
じゃがいも	北海道	50	-	-	-
にんじん	愛知県	50	-	-	-
バナナ	カンボジア	50	アゾキシストロビン※ ³	0.439	3
牛肉(バラ)	米国	12	-	-	-
豚肉(かた)	米国	12	-	-	-

<検出された農薬について>

※1 ピラクロストロビン

ミトコンドリア内膜電子伝達系複合体Ⅲを阻害することにより呼吸機能に影響を及ぼし、抗菌活性を示すと考えられています。日本での適用作物は果樹（いちご等）、野菜（白菜、キャベツ等）があり、製剤はシグナム WDG 等があります。

白斑病、黒斑病、白さび病に高い活性を示します。

<参考リンク>

消費者庁ホームページ 「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」
 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会報告
 農薬「ピラクロストロビン」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/positive_list/meeting_report/assets/0000173805.pdf

※2 ボスカリド

アミド系の殺菌剤です。ミトコンドリア内膜のコハク酸脱水素酵素（複合体Ⅱ）の電子伝達を阻害することで殺菌作用を示すと考えられています。日本での適用作物は果樹（いちご等）、野菜（白菜、キャベツ等）があり、製剤はシグナム WDG 等があります。

白斑病、黒斑病、白さび病に高い活性を示します。

<参考リンク>

消費者庁ホームページ 「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」
 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会報告
 農薬「ボスカリド」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/positive_list/meeting_report/assets/0000162301.pdf

※3 アゾキシストロビン

ストロビルリン系殺菌剤である。ミトコンドリアのシトクローム bc1 複合体の Qo 部位 に結合することで電子伝達系を阻害し、菌の呼吸を阻害することにより抗菌作用を示すと考えられています。日本での適用作物は果樹（りんご、いちご、なし、もも、ぶどう等）、野菜（ほうれんそう、こまつな等）、稲等があり、製剤はユニフォーム粒剤等があります。

白さび病、べと病等、幅広い病害を抑えます。

<参考リンク>

消費者庁ホームページ 「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」
薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会報告
農薬「アゾキシストロビン」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/positive_list/meeting_report/assets/000661681.pdf

7 動物用医薬品検査結果（令和7年1月～令和7年3月）（残留農薬・放射能担当）

令和7年1月～令和7年3月は、市内流通食品の牛肉（2件）、豚肉（2件）、鶏肉（1件）、サーモン（1件）、えび（5件）の計11検体の動物用医薬品検査を実施しました。

結果については、検査を実施した動物用医薬品に関して、すべての検体で不検出でした。

表7 動物用医薬品検査結果（令和7年1月～令和7年3月）

畜産物	産地	検査項目数	検出医薬品名	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)
牛肉(バラ)	アメリカ	17	-	-	-
牛肉(もも肉)	千葉県	17	-	-	-
豚肉(かた)	アメリカ	17	-	-	-
豚肉(赤身スライス)	国産	17	-	-	-
鶏肉(もも肉)	ブラジル	16	-	-	-
サーモン	チリ	12	-	-	-
えび	ベトナム	13	-	-	-
ブラックタイガー	ベトナム	13	-	-	-
バナメイえび	インドネシア	13	-	-	-
むき海老	インドネシア	13	-	-	-
バナメイえび	インドネシア	13	-	-	-

8 放射性物質検査結果（令和7年1月～令和7年3月）（残留農薬・放射能担当）

令和7年1月～令和7年3月は、水道水（2件）、市内流通食品（一般食品3件）の計5検体の放射性物質検査を実施しました。

結果については、全ての検体で放射性セシウムは基準値未満でした。

なお、放射性セシウムのみを測定する理由は参考リンク1を御参照ください。

表8 放射性物質検査結果（令和7年1月～令和7年3月）

カテゴリ	品目	基準値区分	基準値 (Bq/kg)	検査結果(検出限界):Bq/kg		判定	備考
				セシウム134	セシウム137		
水道水	長沢水道水原水(2月)	飲料水	10	不検出 (1.0 Bq/kg 未満)	不検出 (1.0 Bq/kg 未満)	基準値未満	神奈川県(水源地)
	長沢水道水配水(2月)	飲料水	10	不検出 (1.0 Bq/kg 未満)	不検出 (1.0 Bq/kg 未満)	基準値未満	神奈川県(水源地)
市内流通食品	生食用わかめ	一般食品	100	不検出 (1.9 Bq/kg 未満)	不検出 (2.0 Bq/kg 未満)	基準値未満	宮城県
	生しいたけ	一般食品	100	不検出 (3.0 Bq/kg 未満)	不検出 (2.2 Bq/kg 未満)	基準値未満	岩手県
	ブルーベリーコンポート	一般食品	100	不検出 (1.8 Bq/kg 未満)	19 Bq/kg	基準値未満	ベルギー

<参考リンク>

- 1 厚生労働省ホームページ「食品中の放射性物質の対策と現状について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001336143.pdf>

- 2 消費者庁ホームページ「食品中の放射性物質の対策と現状について」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/risk_commu_2021_004/assets/consumer_safety_cms203_230224_04.pdf

- 3 川崎市健康安全研究所ホームページ「放射性物質検査」

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000051431.html>

- 4 消費者庁ホームページ「食品中の放射性物質」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/radioactive_substance/